

松原市空き家利活用補助金の詳細

◆注意事項◆

- ・補助金の交付には一定の要件がありますので、必ず事前にご相談ください。
- ・事前協議書兼同意書を提出した後、松原市と協議を行いますので、協議前に相続登記手続、家財整理や修繕工事等を行わないようにしてください。
- ・予算の範囲内においての交付となりますので、申込者多数等により予算満額に達した場合、申請を受付できません。また、補助事業は毎年継続して実施されるとは限りません。
- ・事前協議書兼同意書の提出をもって補助金の交付を確定付けるものではありませんので、手続きや工事が完了した場合は速やかに申請してください。

申請の流れ

申請者が行うこと

市が行うこと

松原市空き家なんでも相談室に登録

事前協議兼同意書の提出

事前協議完了通知書の発行

除却工事
修繕工事
家財整理

着手／完了
手続きや工事等

交付申請書の提出

交付決定通知書の発行

請求書の提出

補助金の振込

約1～2週間

約1～2週

約1ヶ月

その他、注意点

- 相続登記・・・被相続人と申請者が相続関係にあることを確認しますので、戸籍謄本、改正原戸籍、戸籍の附票や住民票などの提出が必要です。
- 家財整理・・・一般廃棄物の収集は環境業務課（0120-053-489）に依頼してください。その他で収集することはできません。
- 修繕工事・・・現場確認を行います。修繕予定箇所以外に建物の不具合等を確認した場合等は、修繕箇所を追加する場合があります。
- 除却工事・・・現場確認を行います。除却後は更地であることが条件であるため、砂利敷き、モルタル等の整地は認められません。

よくある質問

- Q1. 複数の不動産を所有している場合は？ A. 原則、空き家1棟につき1申請となります。
- Q2. 空き家利活用補助はそれぞれ併用できる？ A. 併用できる場合があります。要相談。
- Q3. 未登記物件は補助の対象？ A. 課税されていれば対象とします（相続登記補助は除く）
- Q4. 補助に関わる領収書等を紛失した場合は？ A. 補助の対象経費にできません。

【問合せ先】松原市役所 都市整備部 まちづくり推進課（庁舎6階）

TEL：072-334-1550 FAX：072-337-3001